

有田川町不良空家除却補助金のご案内

有田川町では住宅等の空き家で倒壊等のおそれのある危険な建物を解体する所有者等に対し撤去費用の一部を補助する制度を実施しています。



- 申請受付期間：令和5年5月8日(月)～令和5年12月22日(金)
※土日祝日除く午前8時30分～午後5時15分
※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。
- 申請受付場所：有田川町役場吉備庁舎2階 建設課 または清水行政局2階 建設環境室

1. 補助の対象となる空き家（次のすべての条件を満たし、不良空家の認定を受けたもの）

町から不良空家と認定された建物のみが、補助金交付申請の対象となります。事前に「不良空家認定申請」を行ってください。

- 不良空家認定申請の時点で、居住の用に供されなくなり、おおむね1年以上経っている空き家
- 有田川町で定める不良空家の判定基準で、評点が100点以上となる建築物で、有田川町から「不良空家」の認定を受けたもの
※「屋根が抜け落ち家屋が傾いている」等、老朽化した倒壊のおそれのある危険な状態にある建物に限られます
- 居住の用に供する建築物又はその床面積の2分の1以上に相当する部分が住宅の用に供されていたもの
- 周辺建築物や道路、水路等の公共施設に著しい悪影響を及ぼしている又は及ぼす恐れがあるもの
- 同一敷地内に居住者がいない土地であること
- 空家法に規定する特定空家等に対する勧告を受けていないもの

2. 補助金の額

- 認定を受けた不良空家の除却費用* または国が定める標準除却費のいずれか少ない方の金額に3分の2を乗じた額（上限50万円）

※ 家財道具、門、塀、車両等などの処分にかかるもの及び地下埋設物（浄化槽等）の除却にかかるものを除いた費用（補助金の対象外となります。）

3. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者又は所有者の相続人
- 空き家の所有者の同意が得られている場合の土地所有者
- 空家の所在する自治会等の地縁団体

4. 補助対象工事（以下のすべてを満たす必要があります。）

- 補助対象者が発注する補助対象空き家の除却工事であること
- 認定された不良空家及びその敷地内にある全ての工作物等を除却する工事であること
- 本町に本店を置く法人又は本町の住民基本台帳に登録のある者が請け負う工事であること
- 建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）を有する者又は再資源化に関する法律第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること
- この補助金の交付決定後に着手する工事であること

5. 補助金交付の条件

- 補助金の交付決定の通知を受けた日から90日以内に着手し、令和6年2月29日(木)までに工事を完了すること
- 除却工事完了後の跡地を、周辺の住民又は景観に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理につとめること

〈注意事項〉申請には上記他にも諸条件がございますので下記連絡先にお問い合わせください。

建物を除却することにより土地の税額が変わる場合があります。詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

●相談・問い合わせ先●

有田川町役場吉備庁舎 建設課 都市整備班

電話 0737-52-2111（代表）

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで